

○経済産業省告示第二百六号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第十七条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第二百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第四百四十四条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、ガスの熱量及び可燃性の測定方法を定める件（昭和四十五年通商産業省告示第六百三十四号）の一部を次のように改正し、令和四年十二月二十日から施行する。

令和四年十二月二十日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
ガスの熱量及び可燃性の測定方法を定める件	ガスの熱量及び可燃性の測定方法を定める件

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第十七条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第二百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第四百十四条第一項第一号及び第三号の規定によるガスの熱量及び燃焼性の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 熱量にあつては、次の方法によること。

イ 日本産業規格K二三〇一（二〇二二）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」

ロ 「略」

二 燃焼性にあつては、燃焼速度及びウオツベ指

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第十七条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第二百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第四百十四条第一項第一号及び第三号の規定によるガスの熱量及び燃焼性の測定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 熱量にあつては、次の方法によること。

イ 日本産業規格K二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」

ロ 「略」

二 燃焼性にあつては、燃焼速度及びウオツベ指

数について次の方法によること。ただし、液化石油ガスを原料として発生させこれに空気を混入して供給するガスに係るウォツベ指数については、規則第十七条第一項第一号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号及び第二項第一号、第二百二十六条第一項第一号並びに第四百四十四条第一項第一号により測定した熱量の測定値から計算により求めることを妨げない。

イ 燃焼速度にあつては、日本産業規格 K 二三〇一（二〇二二）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」によりガス中の次の表に掲げる可燃性ガス（以下単に「可燃性ガス」という。）
、二酸化炭素、窒素及び酸素の含有

数について次の方法によること。ただし、液化石油ガスを原料として発生させこれに空気を混入して供給するガスに係るウォツベ指数については、規則第十七条第一項第一号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号及び第二項第一号、第二百二十六条第一項第一号並びに第四百四十四条第一項第一号により測定した熱量の測定値から計算により求めることを妨げない。

イ 燃焼速度にあつては、日本産業規格 K 二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」によりガス中の次の表に掲げる可燃性ガス（以下単に「可燃性ガス」という。）
、二酸化炭素、窒素及び酸素の含有

率を測定し、次の式により算出するものとする。

〔略〕

ロ ウオツベ指数にあつては、前号に掲げる方法により熱量を、日本産業規格 K 二三〇一（二〇二二）「燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法」により比重を測定し、次の式により算出するものとする。

〔略〕

備考 表中の「」は注記である。

率を測定し、次の式により算出するものとする。

〔略〕

ロ ウオツベ指数にあつては、前号に掲げる方法により熱量を、日本産業規格 K 二三〇一（二〇一一）「燃料ガス及び天然ガス—分析・試験方法」により比重を測定し、次の式により算出するものとする。

〔略〕